

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化・高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術等の進展による価値観の多様化、貧困・格差の顕在化、安全の確保等、さまざまな社会の変化や課題が生じています。

国においては、制定から約60年を経て、平成18年12月に教育基本法が改正され、これまでの教育基本法に謳われた普遍的な理念は大切にしながらも、国民一人ひとりが豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、新しい時代の教育の目標や理念が示されました。また、平成20年に第1期教育振興基本計画が、平成25年には計画対象期間を平成25年度から平成29年度までとした第2期教育振興基本計画が策定され、教育理念の実現に向けた基本的な方針や施策が定められました。

同法においては、地方公共団体においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画を策定するよう努めなければならないとされています。これを受けて、山梨県で策定した教育振興基本計画「新やまなしの教育振興プラン」では、「たくましい力」と「しなやかな心」の育成を基本的な目標として、平成30年度までの5年間でこれを実現するための基本方針や施策等が定められています。

一方で、教育における国・教育委員会の責任体制を明らかにし、保護者が安心して子どもを学校に預けられる体制をつくるため、平成26年に地方教育行政組織及び運営に関する法律が改正されました。これにより教育委員会制度の改革が行われ、地方公共団体の長と教育委員会との関わり方が大きく変化することとなりました。

本市においては、平成27年5月から新たな教育委員会制度へと移行するとともに、市長と教育委員会とが重要な施策や緊急的な措置について直接協議・調整を行う総合教育会議を設置しました。その中で教育委員会と協議を重ねた結果、平成27年12月には、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「南アルプス市教育大綱」が市長によって定められています。

これまで本市の教育施策は、主に行政運営の指針となる総合計画に基づいて展開してきました。また、学校教育や生涯学習の分野においては、個別の目標・計画に基づいて事業を進めてきましたが、「南アルプス市教育大綱」によって本市教育行政の目指すべき方向が明確に示されたことを踏まえて、ここに本市の教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

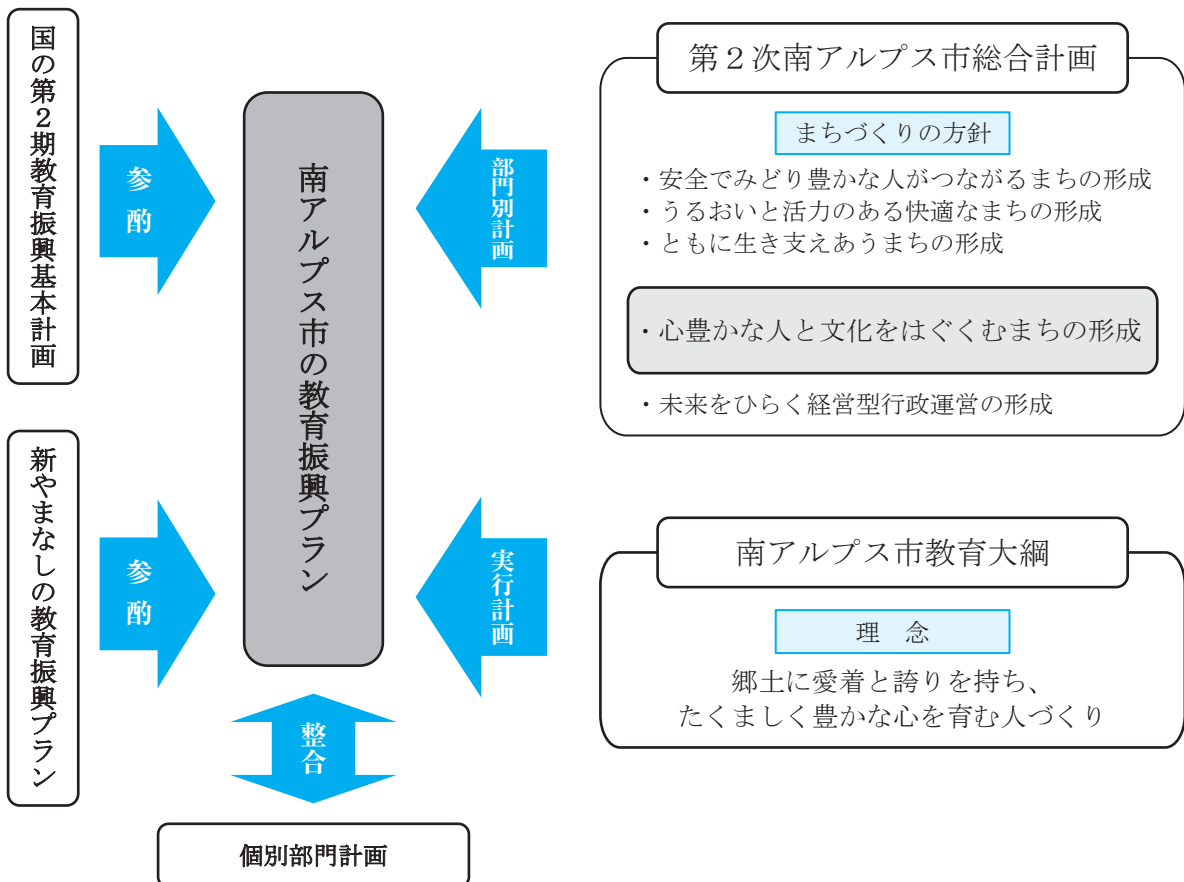
この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて、国の第2期教育振興基本計画及び「新やまなしの教育振興プラン」を参酌し、本市の実情に応じ教育振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであって、名称を「南アルプス市の教育振興プラン」とします。

本市のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針である「第2次南アルプス市総合計画」の教育に関する部門別計画として、また、本市教育行政の目指すべき方向性が示された「南アルプス市教育大綱」の実行計画と位置づけます。

さらに、スポーツ基本法に規定された、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画としての性格を併せ持つものとします。

このほかに、本市の教育分野における既存の個別計画である「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」や、「南アルプス市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした「第2次南アルプス市総合計画」に基づく関連施策の方針や目標に留意して、計画を推進していきます。

～計画の位置付けのイメージ～



3 関連計画

(1) 第2次南アルプス市総合計画

総合計画は、長期的なまちづくりを進めていくための基本となる重要な計画です。本市においては、市民憲章を本市のまちづくりの基本理念と位置付け、計画の期間を平成27年度から平成36年度までの10年間とした「第2次南アルプス市総合計画」が平成26年度に策定されています。

～南アルプス市民憲章～

緑かがやく自然を守り
なかよく美しい心を結び合い
未来にひらく豊かなまちをつくることを
アルプスの山々に誓います

総合計画では、計画期間中に目指すべき行政運営の方向性を5つの政策として表現し、「まちづくりの方針」とされています。

また、方針ごとに体系づけられた施策がありますが、教育分野に関わるものは次のとおりとなっています。

政策4. 心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成

市民が生涯を通じて学び続け、スポーツに親しむことができる環境づくりや、多彩な芸術文化にふれる機会の充実を図り、心身ともに健康で心豊かな生活を営むことができるようなまちづくりを進めます。

また、歴史的資産や伝統文化を保護・継承するとともに、本市のなりたちや固有の文化を大切に思い、誇りとするような市民意識をはぐくんでいきます。

さらに、学校教育をとおして子どもたちの学びの質を高め、これからの社会を生き抜くための力を育成するとともに、個人として自立し、他者を思いやり、郷土を愛する美しくしなやかな心をもった人づくりをめざします。

施策19 生涯学習の振興

施策20 歴史・伝統文化の振興

施策21 学校教育の充実

施策22 青少年の健全育成

(2) 南アルプス市教育大綱

本市教育行政が目指す基本的な理念「郷土に愛着と誇りを持ち、たくましく豊かな心を育む人づくり」を示し、その実現のための7つの基本方針を明らかにしたもので、平成27年12月から平成31年3月末までを計画期間としています。

～基本方針～

- (1) 変化する社会を生き抜く力の育成
- (2) 思いやりの心と健やかな体を持つ児童・生徒の育成
- (3) 生涯にわたる学習環境の整備
- (4) 地域資源や伝統文化を活かしたふるさと教育の推進
- (5) 安全・安心な教育施設の確保
- (6) 青少年の健全育成環境の向上
- (7) 児童の総合的な放課後支援の推進

(3) 南アルプス市子どもの読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」等に基づいて策定された計画で、子どもが幼い時から本に親しみ、自主的な読書活動ができる環境づくりのため、家庭や地域、学校等がそれぞれ取り組むべき具体的な方策を定め、活動の推進を図るものです。第1次計画は平成19年に策定され、第2次計画は平成28年度をもって終了することから、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第3次計画が新たに策定されています。

(4) 南アルプス市子ども・子育て支援事業計画

子どもや子育てに関するさまざまな課題を解決していくために制定された「子ども・子育て支援法」に基づいて策定された計画です。全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、保護者・家庭も含め、学校や地域等社会全体で子育て支援をするための具体的な方策を定めて取り組んでいます。

本市では平成27年に策定されており、計画期間は平成31年度までの5年間となっています。

4 計画の対象

この計画は、本市教育委員会が策定する教育に特化した計画のため、原則として、対象を本市教育委員会の所管する施策や事業に限定します。

学校教育分野では、本市教育委員会が所管する市立小・中学校を対象としますが、学齢期の基礎となる幼児期や中学校卒業後の進路も見据えた教育に関わる取り組みも対象とします。

また、生涯学習分野でも、本市教育委員会が所管する社会教育・文化・スポーツ・レクリエーション等、乳幼児期から高齢期までのさまざまな施策や事業を対象としつつ、市長部局と連携が必要な児童福祉等に関わる取り組みについても対象範囲とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、国の教育に関する施策や社会情勢等に大きな変化が生じた際には、必要に応じて見直しを行うこととします。